

## 情報提供すべき事項

平成30年6月  
富士アイティ・フィールドサービス株式会社



派遣元事業主が情報提供すべき事項は、次のとおりです(労働者派遣法第23条第5項)。

### <記>

1. 対象期間 平成29年4月 ~ 平成30年3月
2. 派遣労働者の数 8名 (1日平均)
3. 派遣先の数 3社
4. 派遣料金の1人あたり平均額 29,331円 (1日8時間あたり)
5. 派遣社員の平均賃金 19,184円 (1日8時間あたり)
6. マージン率 34%

### 7. キャリア形成支援制度(教育訓練)

| 教育訓練名       | 対象者     | 実施人数 | 方法     | 賃金支給状況 | 労働者の費用負担 |
|-------------|---------|------|--------|--------|----------|
| ビジネスマナー     | 新規採用者   | 2    | Off-JT | 有給     | 無        |
| 若手・中堅社員要請講座 | 入社3~5年目 | 1    | Off-JT | 有給     | 無        |

### 8. 福利厚生

- ・健康保険(協会けんぽ)、介護保険、厚生年金、労働保険、雇用保険
- ・年次有給休暇(初年度10日、入社後すぐに取得可能)
- ・ワンアップ制度(福利向上、自己向上を目的として、年3万円支給)

以上

※上記マージン率には以下の項目が含まれます。

- ・事業主負担分の健康保険、介護保険、厚生年金、労働保険、雇用保険
- ・派遣労働者の有給休暇、特別休暇に充当した費用
- ・派遣労働者の旅費交通費、教育訓練費
- ・営業、管理、運営にあたる一般管理費用
- ・事務所賃借料、広告宣伝費、通信費等の諸経費
- ・営業利益等